

規制改革・民間開放推進会議

第9回官業民営化等WG（平成16年9月28日）

における質問に対する回答（国立公文書館）

問 説明資料13ページの公文書等の保存・利用に関する事務を公務員が担う必要性の中で、「行政を熟知」している点が理由としてあげられているが、どのような意味か具体的に伺いたい。

（答）

- 1．国立公文書館の職員は、公文書等の保存・利用に関する事務として、国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書の 評価・選別、 適切な保存、 公開の判断等を行う。
- 2．まず、国立公文書館においては、「日本国憲法」の天皇の御署名原本、「終戦の詔勅」の御署名原本及び「サンフランシスコ講和条約」の御署名原本など国の基本を規定するもの、「地方自治法」の御署名原本及び「沖縄返還協定」の御署名原本など「国のかたち」を具体的に規定するものなど国家の存立に関わる極めて重要な公文書を保存している。このような公文書を自覚と責任感をもって適切に「保存」していくには、その価値を十分に認識し得るだけの行政に対する深い知識が必要である。

3 . また、「評価・選別」及び「公開」については、行政機関から国立公文書館に移管すべき文書については閣議決定等の基準（参考）があり、また、国立公文書館が保存する文書の公開については国立公文書館利用規則に基準がある。しかし、基準があったとしても、個々具体的な文書ファイル、文書に基準を当てはめる作業は、形式的な判断により機械的にできるものではなく、個々の文書の内容、性格、意義等やそれらに対応した各府省、さらには各部局における文書の分類、編綴の仕方を理解していなければ適切に行えない。

例えば、ある文書が国立公文書館が保存すべき歴史的な価値を有するか否か評価し、選別するためには、単に文書保存や歴史学等に関する知見を有するのみでなく、国の各機関の目的、機能、使命や各機関における業務の手順、意思決定のプロセス、あるいは各機関の業務の特殊性やその機関に特有の文書などの行政に対する深い知識が必要である。

また、文書の公開についても、例えば、公開しない理由の一つである「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある」情報が記録されて

いるか否かを判断するためには、上で述べたのと同様の行政に対する深い知識が必要である。特に、公開の判断については、できる限り公開するとの原則から、一つの文書の中でも公開できる部分とできない部分をページごとに判断する必要がある。

4 . さらに、国立公文書館の職員がこうした基準を具体的に当てはめて正しく判断するという各機関からの信頼が得られなければ、国の各機関が国立公文書館への移管をちゅうちょするようになり、適切な移管が進まないこととなることから、公文書館制度の基盤が揺るがされることとなる。

一方、歴史的に重要な文書についてその評価を誤って廃棄したり、非公開にする必要がないものを非公開にしたりすれば、将来の国民に対する説明責任を果たすという国立公文書館の使命は果たされない。

5 . こうした意味において、国の機関の保管に係る公文書等の保存・利用に関する事務については、「行政を熟知し」厳格な守秘義務等を課せられた公務員が担当する必要がある。

(参考)

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(抄)

〔平成13年3月30日〕
閣議決定

国の行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法(平成11年法律第79号)第15条第1項に基づき、次のとおり定めることとし、平成13年4月1日から実施する。

1 国の行政機関がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次に掲げる事項が記録されたものとする。

(1) 我が国政府の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定

(2) (1)の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程